

平成27年度 第1回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成28年1月20日（火）午後2時～4時

場所：市役所議会棟4階第一委員会室

出席委員：玉井委員、大東委員、岡委員、前川委員、小澤委員、池野委員、
西尾委員

事務局：坂田人・ふれあい部長、田伏人・ふれあい部次長兼人権文化課長
阪本係長、北田

○事務局 平成27年度第1回男女共同参画審議会を開催します。本日は、お忙しい中、寝屋川市男女共同参画審議会委員に御就任いただき、まことにありがとうございます。今回は、委員13名のうち6名の方に新たに参画をいただいております。平成29年8月31日の任期まで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは審議に入ります前に、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。仮議長を坂田人ふれあい部長が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○仮議長 失礼いたします。それでは、委員長と副委員長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、選出の方法などにつきまして、御意見、御提案がございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

○委員 推薦ではいかがでしょうか。

○仮議長 推薦という意見が出ましたがいかがでしょうか。よろしいですか。それでは委員の皆様、どなたかございませんでしょうか。まず委員長の推薦からお願いをいたします。

○委員 継続して玉井委員に、委員長をお願いしたいと思います。

○仮議長 ただいま、玉井委員に委員長を、というような意見が出ました。どうで

しょうか。ほかにございませつか。そうしましたら、よろしければ拍手を
もって、御承認をお願いいたします。

続きまして副委員長ですが、副委員長も推薦ということによろしいでし
ょうか。それでは、副委員長の推薦をお願いいたします。

○委員 大東委員にぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○仮議長 ただいま大東委員という意見がございました。よろしければ、これも拍
手をもって御承認いただきます。

ありがとうございます。ただいま委員の皆さまの拍手をもって、承認
となりましたので、委員長には玉井委員、副委員長には大東委員というこ
とで決定をいたしました。

今後の進行につきましては、玉井委員長にお願いをいたしまして、私の
短い間でもございましたけれども仮委員長の任務を下ろさせていただきま
す。

それでは、玉井委員長、大東副委員長、おそれ入りますが、前のほうに
よろしくをお願いいたします。それでは、就任の御挨拶をお願いしたいと
思います。

○委員長 先ほども自己紹介させていただきましたが、改めてよろしくをお願いいた
します。

まず市民の定義ですが、市民とは在住はもちろんのこと、在職、在学も
市民でございますが、私、大阪電気通信大学でも教鞭をとっております。
来年度も担当することになっておりますので、その意味でも市民ござい
ます。そういう経緯もございまして、例えば歩きたばこをしている人がい
ると、つつい注意をして、市民として務めを果たそうというふうにして
いたりしますが、何より男女共同参画ということでこれまで培ってきた
経験、それから男女共同参画で教鞭をとっておりますので、専門は社会学

ですがその他にも教育系、人権教育、そういったこともやっておりますので、この寝屋川市が少しでも住みやすい町になっていってもらえたらいいなと思っておりますので、その姿勢で会議を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長 改めまして、皆さんこんにちは。私も社会学領域の研究をしておりまして、いわゆる社会的弱者、マイノリティー理論、マイノリティーの人たちの問題に取り組んでいます。その中で、マイノリティーの人たちというのはマジョリティー（多数派）の人たちがいるから形成されている。では、マジョリティーは、なぜマイノリティーを排除するのかというようなところに、焦点を当て研究を進めております。そうした研究で培ったことを審議会でお役に立たせていただければというように思います。

もう一つ、先ほど市民のことについてお話がありましたが、私、寝屋川で45年住んでおりまして、その点から言いますと、納税者の観点、市民税を払っているわけですが、ではその払っているお金は一体どう使われているのかというようなことがあります。その中で、この男女共同参画というところでも、例えばこのようなことをやっているがそれは果たして効果があるのか、お金の無駄遣いになっていないか、というところも言ってきたと思います。男女共同参画関連の事業費というのは限られていると思いますので、それをいかに効率よく使って、男女共同参画社会をつくり上げていくことができるのかということについても、皆さんの御意見をいただきながら、進めていければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局 それではただいまより、平成27年度第1回男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日の審議会につきましては、委員13名中、7名の出席をいただいておりますので、本市男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定によ

り、成立することを報告いたします。

次に、審議に入ります前に、審議会の今後の進め方について御説明させていただきます。本審議会につきましては、原則として公開で望みたいと考えております。市民にできるだけ情報を公開し、市民と協働して取り組むことが重要と考えておりますので、本市審議会の傍聴を予定しております。審議いただいた内容につきましても、議事録も作成し、ホームページで公開を予定しておりますので、あらかじめ御了承ください。ただし、委員名につきましては、公開しませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま事務局から御説明がありましたように、審議会の公開、傍聴、議事録のホームページでの公開等、委員の皆様のご御意見が公開されますので、御了承ください。

○事務局 それでは、本日傍聴の申請が3名おられます。委員長にお諮りのほうお願いいたしたいと思っております。

○委員長 皆さんよろしいでしょうか。それではお入りください。

それでは、次第にそって進行してまいります。本審議会は平成29年8月31日までの任期であり、委員の皆様には、寝屋川市の男女共同参画社会づくりの方向性について、審議していただく場がございます。

本日は、私のほうで資料を作成しており、寝屋川市における男女共同参画社会形成実現に向けての説明をさせていただきます。続いて、副委員長から、資料として配付していただいております、ワークライフバランスについて御説明いただきたいと思います。その後、具体的な審議内容を委員の皆様と決めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、寝屋川市における男女共同参画社会形成実現に向けてということで、まずは男女共同参画社会を賦すことの意義、男女共同参画社

会基本法について説明いたします。

この基本法というものができてから、日本では進展をしてきました。それでも世界ランキングでは高いほうではありませんが、日本は国連加盟国として、ジェンダー・イクオリティというものが決まり、それで基本法ができたということです。

押さえておきたいこととして、基本法の他に、条例が必要だということ、それに男女平等思想にかかわる国際的系譜などがありますが、これらについては資料をご覧ください。それで、寝屋川市における民主主義社会、マイノリティーに対する抑圧のない社会の構築を目指してということを考えていきたいと思います。

それでは、資料の2ページをご覧ください。まず男女共同参画社会を築くことの意義についてです。何のための男女共同参画社会なのかということ、またこのような審議会で議論することの意味についても一緒に考えてほしいと思います。近年、日本社会において様々な問題が生じております。例えば、高齢者の孤独死でありますとか、DV被害、児童虐待、このようなことは、行政だけではもはや対応できない、従来の行政と市民との関係を捉え直す必要性があることは論をまたないところでございます。

男女共同参画を進めるというのは、法がトップダウン（上からつくられて下におりていくもの）であるのに対し、男女共同参画はボトムアップ、つまり市民が支える、あるいは市民が開発するということです。国連で男女共同参画について議論がされたのは、第二次世界大戦後でございます。それから長い年月をかけて、国際的議論の中で市民参画化型社会をトップダウンではなくボトムアップで展開されてきました。とりわけ発展途上国と先進国との関係において、開発とは何かということが問われ、その過程

の中で、女性の地位向上に関する国連の取り組みが、方向づけられてきました。

端的に言いますと、最初は「男性と同じ権利を女性に与える」という発想でした。それが1960年代あたりから、随分考え方が変わり、「女性自身が女性の独立解放を考える」ということが必要になってきました。このきっかけの一つとして、ベトナム戦争が非常に大きな影響を与えたと思います。昔は発展途上国は、後進国というふうに訳されていました。先進国をモデルにして後進国が発展していくんだ、技術も資金も先進国が指導するという構図がありました。1960年代にベトナム戦争が典型的であったように、先進国が助けてあげるとか、上から引っ張ってあげるといった発想そのものに疑問が投げかけられ、後進国ではなく発展途上国自身が、その国の発展と未来を考えるんだ、そういうふうに変ってきました。

国連の中で、ジェンダー・イクオリティを考える上でも、女性が男性に引っ張ってもらおうというわけではなく、女性自身が女性なりの方向性を探っていくんだと、開発そのものを女性自身が考えるというふうに、方向展開していきましたが、ここまでに長い月日がかかったというわけです。開発とは何かが問われ、その過程の中で女性の地位向上に対する国連の取り組みが方向づけられてきたのです。

しかし現実には、そうした議論の中で培われた、肝心の思想が伝えられていないと思います。要するに、日本はジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）において、109カ国中、57位なのですが、別の数字で言いますと、ジェンダー・ギャップ指数というものがございます。議員数や、健康寿命等様々なデータを基にはじき出されているのですが、それが142カ国中、104位でございます。こういったところで非常に低いという状況にあります。

働いている女性の6割は妊娠、出産を機に仕事を辞めている現実があるという問題もございます。それから、古い数字かもしれませんが、女性の二人に一人は非正規雇用であるという状況であります。

次に男女共同参画社会基本法について、説明したいと思います。資料の3ページ目ですが、男女共同参画社会基本法は1999年6月23日、我が国第17番目の基本法です。まず男女共同参画社会という言葉についてですが、国連で決議されたことはジェンダー・イクオリティというものです。ジェンダー・イクオリティを国会で可決させる上で、英語のままというわけにはいかず、それを日本語にどう訳すかという議論がありました。ジェンダーは社会的・文化的性差、イクオリティは平等ですので、直訳すると社会的・文化的性差平等基本法というところになるかと思えます。これについていろいろ議論があり、国会で認められるために男女共同参画社会基本法という言葉に落ちついたという経緯があります。また、ジェンダーという言葉は必ずしも男女に限られないのですが、そこを男女に圧縮しているということがあります。男性にも女性にも属さない性というものは公に知られているところですが、それが男女に圧縮されています。また平等という言葉が、共同参画という言葉になっているということをもっと押さえておきたいと思えます。

法律用語は非常に複雑ですので、内閣府のパンフレットから引用しております。第1に男女の人権の尊重、男女、個人としての尊厳を重んじ男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として、能力を発揮できる機会を確保する必要があります。非常に当たり前のことですが、あえてこのように文章化しなければならないという現実があります。

そして、第2に社会における制度または慣行についての配慮です。固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように、

社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。つまり、社会における制度や慣行の中に、男女不平等なものがまじりこんでいるということ、暗に逆照射しているということになるかと思えます。

第3に政策と立案及び決定への共同参画です。これは主に男性が担ってきた領域です。男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参加する機会を確保する必要がありました。女性にもこのような機会が平等に与えられて当然であるということです。

第4に、家庭生活における活動と他の活動の両立です。これはどちらかというと女性に分担されてきた領域が、男性にもということが書かれています。男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり学習したり地域活動ができるようにする必要があります。

第5に、国際的協調です。男女共同参画社会づくりのために、国際社会とともに歩むことも必要です。他の国や国際機関ともそういうふうに協力して取り組む必要があります。

これが男女共同参画社会基本法の骨子でございます。これから各主体の責務について細かく見ていきますが、各主体というのは、これは国だけがやるわけではなく、地方自治体もやり、国民も主体であるということです。つまり、今申し上げた5つに関しては、国も、地方自治体も、国民も、それを担うんだということが法の中で定められているということです。

次に移りますが、政府・市町村における計画設定義務です。政府及び都道府県には、男女共同参画基本計画を策定する義務が、市町村には、男女共同参画基本計画策定努力義務が課せられています。また、国と自治体は、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならぬとなっております。

そこでなぜ条例が必要なのかということについて、条例というのは地方

自治体ごとの条例となりまして、基本法はあくまでもその基本であって非常に大ざっぱにくくっているものですので限界があります。地域の特性に応じた、男女共同参画社会を促進する具体策というものを、条例という形で規定する必要があります。

基本法は総理府、現在の内閣府により策定されましたが、労働、教育、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、DVの問題など、他省庁が管轄する問題にまで、思い切って踏み込んでいないという現実があります。リプロダクティブ・ヘルス・ライツというのは、性と生殖に関する健康権利というふうに訳されております。これは1994年、国連による国際人口開発会議で採択された行動計画に取り入れられましたが、身体的、精神的、社会的に良好な状態で安全で満足な性生活を営めること、子供を産むかどうか、いつ何人子供を産むかを決定するかを含むものです。

次にドメスティック・バイオレンスいわゆるDVですが、もともとの言葉の意味としては、同居関係にある配偶者、パートナー、兄弟等の家族から受ける家庭内暴力のことを指します。ドメスティックとは家庭のという意味ですが、最近では同居か否かを問わず、恋愛関係にある相手とか、元配偶者から受ける暴力全体を指す場合もありますので、必ずしも家庭内の、家庭での、という意味ではなくなってきています。

基本法の限界を乗り越えるためにどんなことをする必要があるかということですが、地域に則した実効性のある条例が男女共同参画社会の実現には必要になってきます。そして、この審議会の役割が4ページの②になるかと思うのですが、地域住民が主体となります。地域生活の中から、男女共同参画社会構築のための課題を掘り起こし、そして実践が伴わなければなりません。③につきましては、主体的に条例を制定するプロセスの中で、地域住民も行政職員もみずからの内なる性役割意識や人権意識を問い直し

て、みずからを固定的な性別役割分業意識から開放する取り組みが必要で
す。自分がそこから解放されるということは、ひょっとしたら苦しみを伴
うかもしれません。自分が当たり前だと思っていることを疑わないといけ
ないかもしれません。これは、私はジェンダーを研究したり、発表したり、
学生に指導するときなどに、自分の中でつい女性だからここは黙っておこ
うというようなところに自分で気がついたりすることがあります。特に男
性の学生の場合はそうなのですが、それに気づかされてこれはいけないと
思うところがあります。長い間に培われてしまった習慣というか、態度の
取り方、距離の取り方や間のおき方などですね、そういうものがやはり自
分の内に秘めてしまっているところがあります。

条例制定が最終目標かといえどももちろんノーなのですが、もとよりジェ
ンダー平等参画ではなく、男女共同参画になっているという現実がある
ということがあって、そのくくりの中でもまず限界があるということが一つ
言えます。それから、②としては、男らしさ女らしさを称揚し固定的、性
別的役割分業に基づく社会に開基しようとする動き、バックラッシュとよ
くよばれますが、そういう動きも確かにあります。

それから第3に、条例制定後、それがどのように適切に実施され ている
かということの関心に取り組み、評価や条例の見直しを社会状況の変化
に応じて適宜行わなければならないということです。

そこで、事務局に一点質問をさせていただきたいのですが、男女共同参
画を進めていくもとになっている計画、例えば条例を制定している市町村
では基本計画みたいなものをつくって、5年ごとに見直されたり、計画が
適正に進められているかどうかを審議会の中で議論されたりすることが多
いのですが、寝屋川市の場合、どのようになっているのか御説明いただけ
ますでしょうか。

○事務局　本市では条例は定めておりません。しかし、委員の皆様にお配りしております第4期寝屋川男女共同参画プラン、これに基づいて本市ではさまざまは施策を展開しております。審議会に関しましては、条例とまでいきませんが審議会規則というものを定めております。その審議会規則に基づいて、プランの進捗状況や課題などを委員の皆様にさまざまな視点から審議いただければということで考えております。

○委員長　ありがとうございます。確認のために説明していただきました。何か質問があればどうぞ。

○委員　条例はないがプランがあること、この審議会は審議会規則によって動いていること、そこまではわかりました。そこでプランと条例がどう違うのかが分かりません。プランは条例にかわるもの、という認識ではないのでしょうか。

○事務局　条例イコールプランではございません。あくまでもプランというのは、寝屋川市の男女共同参画の社会の実現に向けて、さまざまな課題であるとか、またその課題に対して、どのような施策を展開していくのか、またそれを寝屋川市が行政として、どういう形で展開していくのかというのが、盛り込まれているということになっておりますので、条例イコールプランということではございません。

○委員　しかし条例というのがあったほうがいいのではないかという流れで認識しているのですが、それでいいですか。

○委員長　はい、ただ条例のない自治体もたくさんございまして、その中でも寝屋川市の場合は条例がない状況で、市の施策がプランにそってきちんと進んでいるかどうかをこの審議会の中で検討していく、そのような理解で問題ございません。

○委員　このプランにそって検討するということですか。このプラン自体がどう

かということではなくですね。

○委員長　　そうですね、プランをつくる時には、そのプランをつくる時のスタッフの中でそのプランをつくるわけです。今度はそのプランがきちんと実行されているかどうかについて検証していくことが、その期間の審議会のメンバーの役割になるかというふうに考えます。

○事務局　　はい、そのとおりです。あくまでも、これはプランですので、私どももベストとして策定しております。ただし、年数を重ねることによって国の動向であるとかさまざまな事情が変わってきております。その事情に対して、このプランが果たして適切かどうかを審議会で審議をいただければというふうに考えております。

○委員　　現在のプランは第4期ということですが、第1期というのはいつごろにできたのでしょうか。

○事務局　　プランの策定の背景につきましては、同プランに記載がございます。ただ、第1期からというのには記載がございません。

○委員　　関連してなのですが、このプランは平成23年につくられたということで、5年が経ちますが、その5年間の間にどういうふうな施策が進んだのかという検証はされたのでしょうか。

○事務局　　このプランに沿って、各所管からさまざまな施策の報告をしてもらっております。例年各所管課に照会をかけ、当初の計画、及び前年の結果や成果について、進捗状況として人権文化課事務局のほうに報告という形でいただいております。

○委員　　それは、この委員には配られないのでしょうか。

○事務局　　現在取りまとめ中でございます。前回でしたら、取りまとめさせていただいて、その直近の審議会で事務局から、お示しさせていただいております。

- 委員 すみません、男女共同参画審議会が発足したのは何年ですか。
- 事務局 審議会につきましては、平成12年4月に、男女共同参画課が設置され、続いて男女共同参画審議会を設置しております。この審議会規則ができたときに、発足しています。
- 委員 私自身は今年で3年目になります。民生委員を長いことしていますが、婦人関係の問題や男女共同参画については、余り深く勉強しておりませんでしたので、今何年くらいになるのかということをお聞きしたわけです。
- 委員長 歴史については、一番最初が、国連で取り上げるようになったのは、女性の地位委員会というものができてからなのですが、実はアメリカのルーズベルト大統領が女性の地位委員会が必要だと、女性の活躍が必要だと言ったのがスタートになります。そこから始まりまして、ベトナム戦争の際、開発の主体が男性から権利をもらうのではなくて、女性自身が考える必要があるという風潮になったのが、1960年代になってからです。そしてメキシコ会議、これが非常に大事な会議で、世界高度計画、この最低限の目標を決めて、宣言によって各国が自国の戦略を決定するという、具体的な話にしようということになりました。

1976年から85年にかけて、国連女性の10年というものがございまして、このときにNGOが活躍します。なぜNGOなのかというと、NGOとはノン・ガバメント・オーガニゼーション、非政府組織というふうに訳されますが、国家間の権利とか利害関係は横において、どこの国の人だから助けるとか支援するとか、支援しないとかいうことをしない、要するにどの国の人であっても支援するという形であり、この国連の動きがどんどん変わっていったという状況がございました。

その中で、6ページ(4)のところですが、国連における女性の人権に関する包括的条件の採択ということで、女性差別撤廃条約の締結がござい

ました。このときに女性差別の定義として、間接差別もその対象としていきます。間接差別とは、直接に差別的な条件や待遇差を設けていないけれども結果的に格差がつくような状況です。結果の平等の立場から批判する際に用いられる概念、結果の平等という言葉があるということは、機会の平等があります。女性だからお断りだ、というようなことをしない。例えば就職の場合に、女性だからこの仕事はできないなどという状況は、機会の平等が保障されてないということになります。機会の平等が保障されるのは当たり前で、その上で結果の平等があります。例えば、議員については女性だからお断りだとは言っていないですね。しかし、議員数の男女比を比べたら圧倒的に男性のほうが多い、これは結果の平等に結びついていないということになります。この結果の平等ということを取り上げるようになったことが、この時期の非常に大きな進歩なんですね。

寝屋川市における民主主義社会を目指していくということについて、市民が主体的にコミュニティを形成していくことを目的とし、専門家集団や行政がゴールを決めない、定めないということです。市民自身が考えて行動するというまちづくりを、私たちは目指していきたいと、これは私の思いではありますが、そのように考えております。

それで、コミュニティとは何かということですが、教育者に専門知識を教えてもらうという受け身的な態度ではなくて、学習者が主体としての感覚を持ちつつ、互いの経験をつけあわせる対話を通して、生活を改善するための共通課題とその背景要因を明らかにしていく場のことです。その一つのモデルといいますか、この審議会の場が、そういう場だというふうに私は考えておりました、一応は学識者という形でいただいておりますが、市民の皆様が持つておられる経験、知識というものをどんどん出していただいて、この寝屋川市がよくなっていくための智慧を出し合うという場と

して、考えていけたらなと思います。

最後に、専門用語になるのですが、意識化という言葉がありますが、これも重要な言葉なので説明させていただきます。地域住民がみずからの生活状況や地域のおかれている状況を認識し、その状況における問題課題を把握し、社会経済、政治構造との関連において因果関係を捉え、社会変革に向けた具体的解決の実現に向けた活動へ動機づける。こういうことを私たちがまさに意識しながら、男女行動参画社会の形成のために、寄与していけるように努力してまいりたいと思っております。

では、続きまして、大東委員から、ワークライフバランスについて御説明を、お願いしたいと思います。

○副委員長 それではワークライフバランスについて、男女共同参画プランの中の17ページのところに、どういうことを実現していくのかという体系図が載っております。この体系図ですが、7つの基本目標という大枠があり、その下に課題というものがそれぞれ具体的にあがっているという形になっているわけですが、ワークライフバランスに関係しているところは17ページの基本目標の4「仕事と生活の調和の実現」ということでもあります。ここに「仕事と生活の調和の実現」と書いてありますように、ワークライフバランスというのは、仕事だけでなく家庭や地域社会などにおいても、ライフステージに応じたみずからの望む生き方を選択実現できる状態のことを指しています。男女共同参画プランの71ページに用語解説が載っておりまして、この5番目のところに仕事、生活の調和、ワークライフバランスというふうな形で用語の解説がしてあります。

ワークライフバランス、直訳すると確かに仕事と生活の調和ということになるのですが、それだけだとかなり矮小された見方であって、本来の意味は自分たちのこのライフステージ、例えば子育て期であるとか、

子供が巣立っていったとか、結婚する人とかしない人がいますから、そうすると一人でやっていくとか、二人で家族をもってやっていくとか、あるいは巣立ってしまったあとどうなるのかとか、老後一人になったときにどうするのか、というようにさまざまなライフステージが、一人ひとりにあるわけです。そのさまざまなライフステージに応じて、自分が望むような生き方を選択実現できるというのがワークライフバランスというものです。だから単に仕事と生活を調和させる、要するに、仕事と仕事以外の部分っていうものを考えてやりましょう、バランスとってやりましょう、というのではなく、あなたにとってどんな生き方を望んでいるのですか、そこの中で仕事だったらこれで、それ以外の部分だったらこれというような形で、それが選択できる状態のことを指す言葉になります。

このワークライフバランス、平成19年にワークライフバランス憲章といわれているもの、仕事生活の調和のための行動指針というものが策定されています。ちょうど2000年代に入ってから、私たちのこの生活というものを見直すという風潮が出てきて、このワークライフバランスというものが主張されたということでもあります。

仕事と生活の調和の憲章、ワークライフバランスの憲章定義、これを読み上げますと、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択実現できる社会と言っています。大体意味合いとしては同じようなことです。

憲章には、どのような社会が望ましいのかということが書かれています。1番目は就労による経済的自立が可能な社会ということが言われています。2番目には、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、3番目に、

多様な働き方、生き方が選択できる社会というふうに言われています。それぞれ憲章の中で説明されているのですが、1番目の就労による経済的自立が可能な社会というのは、特に若者たちにとってみて、若者がやはりきちんと働ける状況というものを社会が整備する必要があるのではないかとことです。特にこのワークライフバランスが言われている時期の背景になっていたのが、平成不況以降の長期の不況下の中で就職氷河期というものがあり、若者たちが正規の職につけないという状況があった、そうした状況が続きますと、皆さんご存じだと思いますが、正規雇用と非正規雇用であると、給与の差というのがありますし、あるいは身分も保証されないということもあります。もう1つ問題なのが非正規雇用を続けることによって、仕事上の技術が身につかないという状況があるわけです。そうした中で、30歳代になって非正規で働く人、要するにフリーターというのが、1990年代に出てきました。しかしその働き方を続けていると30歳代や40歳代になっても何の技術もないままの人たちが出るのです。そうすると、そこで正規職を求めてもなかなか難しいという状況があり、経済的な自立が難しくなります。しかしその人たちがそのような生き方を望んでいるのかというと望んでいません。では一体どうしたらいいのだろうかということで、就労による経済的な自立というものが、求められているという部分が出ていくという社会が、必要なんだということがいえます。

2番目に、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会ということです。日本は非常に長時間労働の国だと言われています。統計上でいうと、ねやがわ男女共同参画プランの42ページに、妻の就業状態別、夫と妻の仕事時間と家庭関連時間というものがあります。共稼ぎ世帯だと、夫側が8時間、妻側が5時間という形になっています。ただし、この時間というのは、サービス残業というものは入っていないということがあって、サービ

ス残業を入れると、日本の労働時間というのは非常に長いということになります。そうすると、それ以外のさける時間というのは限られてきます。特に、この表で言うと睡眠時間を削る、家事育児時間を削る、自由時間を削る、どれか削らないと1日は24時間しかないので、削らないとやっていけないということになるわけです。

長時間労働という中でやっていると、自分たちが健康な生活を送るとか、豊かな生活を送るということもできなくなってくるわけです。そこで、多様な働き方や生き方ができる社会、先ほど、ライフステージに応じたというような話をしましたが、子育て期はどうするのかとか、親の介護が必要になったらどうなるのかというふうに言ったときに、今のこの働き方であるとですね、今の日本社会の働き方というのは一旦正規職員を辞めてしまうと、ほとんど正規職員に復帰できる見込みのない社会なんですね。例えば、今は僕も親が健在ですが、いつ介護が必要な状況になるかわからないような年になってきました。そうすると、今は親が自立して生活ができているからよいのですが、仮にどちらかが倒れてしまって介護が必要になってしまうと、途端に自分自身の働き方というものを変えないといけないことになってくるわけです。それで変えてしまった後、親が治るか、あるいは亡くなるか、というふうな形でいつか終わるわけですが、終わったあと、じゃあ元の状況に戻れるのかというと、きわめて戻ることが難しい社会といえます。そしてそんな社会を変えていくことが必要なのではないのかということなのです。

ところがこのワークライフバランスをはらんでいるものとして、1番目には安定した仕事につけず、経済的に自立することができない人たちがいます。先ほどお話をしましたように、正規雇用と非正規雇用という形で雇用の状態というのが分断されています。統計上では、非正規雇用が4割を

超えたというデータがありましたよね。先ほど委員長のお話でも、特に女性は非正規雇用の率が高いということがあります。先ほどデータで二人に一人だというようなことが出ていましたが、そうした非正規雇用という働き方をずっと続けることによって、非正規雇用だと時間単位で雇用されていますので自給800円とか1,000円とかという給与額になり、それで年収を計算してみると150万とか200万という形になります。それで経済的な自立が可能でしょうか。親がいて親元で生活していたら何とかやっていけるかもしれませんが、一人で住んで150万から200万で生活するというのはかなり苦しい状況があります。

平成不況の後、そうした経済的な困難を抱える若者たちが、ロストジェネレーションというように言われてきましたが、そうした人たちがワーキングプアという状況になっているということがあります。最近は、リーマンショック後、ネットカフェ難民やマクド難民というように、泊まる場所すらないという人たちが出てきているということになります。そうすると、経済的に自立することができない、そして結婚や出産になると、先立つものとしてお金がないとやっぱり結婚できないとか、子供が持てないということにもつながってくると思います。

2番目に、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねないということが挙げられます。非正規の人たちの雇用状況については先ほどお話ししましたが、正規の雇用の人たちは長時間労働で働いているので、非常に仕事に追われていてリフレッシュするような時間もないというようなことになります。特に、男性の働き方の問題というのが大きくクローズアップされていて、男性は、いわゆる性別役割分担意識の中で「男は仕事なんだ」というふうに言われていますが、その仕事の中身が非常に長時間労働なのです。男性であっても家事や育児をやりたいという人が増えてきているの

です。意識の中ではそうなのですが、実際には労働時間が長いという現状により、どうしても子育てに携わることができないということになります。しかしながらそういった状況は、非正規雇用の中にもあります。先日スキーバスツアーの事故がありました。64歳の男性でしたか、バスの運転手が事故を起こしたということですが、彼は睡眠時間を削り仮眠時間が3時間程度の中で、バスを運転しているという状況があります。スキーツアー、幾らで学生に提示されていたのかというと12,000円です。僕らの学生のときは、今から30年ほど前になりますが、その時ですら15,000円くらいでした。当時よりも値段が下がっている訳ですが、その額の中で、バス会社、ツアー会社、バスの運転手の人たちも含め、利益を得、ガソリン代等の諸費用も発生しています。このしわ寄せがバスの運転手のこの働き方に関与していったとしたら、非常に不幸な事件でありますし、それは社会的な状況が招いているというようなことになります。

そして3番目ですが、仕事と子育て、両親の介護との両立に悩むということが挙げられます。先ほど、親が倒れたらという話をしましたが、子育て期の第1子を出産すると、女性の6割が仕事を辞めてしまうということがありますが、介護の状況でも同じであって、結局きちんとした介護をやると思うと、正規雇用の状況というのを辞めざるを得ないということになりますので、このような状況で仕事と生活の中に問題を抱えている人というのは、たくさんいることになります。

そうした背景になっているのが、2点あるのですが、国内外における経営企業間競争の激化で長期的な経済の低迷や産業構造の変化というものが、1つ目に上げられます。これは憲章に書いてあることでもあります。日本が長期の不況というようなことになってきた、あるいは国際的な企業間の競争で、特に大企業は国際的な競争に巻き込まれて、例えば中国の企

業が日本を買収するとか、台湾の企業がサポートするとか、そうした競争の中で、働き方を変えざるを得ないことがあります。要するに、企業の側がそういうふうな働き方を求めてくるということになります。それが、少数の正規雇用の人たち、要するに正社員のこの人たちと、それ以外の、単純労働をこなすだけというような非正規雇用の人たちというのに分断されてきたということがあります。

また、その長期の競争の中で、経済の低迷ということから利益が低迷し、働き方を見直したくても見直すことができないような企業も存在しています。先ほどのバス会社の事故も、ツアー会社、バス会社あるわけですが、ひょっとしたら、このままでやっていたら事故が起こるのではないかということも双方考えていたかもしれません。というより、人間なのだからそういうふうを考えてほしいなと思います。要するに、事故が起こっても自分たちが儲ければいいんだという考えではないというふうに思うのですが、それと別にただそのバス会社やツアー会社が利益を上げていくという話でいうと、もともとの募集するときの料金というのは、上げなければいけないわけです。しかし、他社との競合があるために上げられないという状況があるのも事実です。そうすると、働き方も見直すことが難しいという状況になるということです。

これが社会的に見た企業間の関係ということですが、二つ目に共働き世帯の増加と、変わらない男女の役割分担意識というものがあります。共働き世帯の増加というのは、このねやがわ男女共同参画プランの34ページ下の図にありますが、今から50年くらい前では、男は仕事、女は家事、育児という考え方の中で、男性雇用者と無業の妻からなる世帯が、1,114万世帯あります。そして昭和55年、雇用者の共働き世帯というのが614万世帯となり、3分の2が、男性が働き女性が専業主婦をやっているという世帯

となるわけです。そうした時期から平成2、3年のところでこれが逆転し、最近では共働き世帯のほうが多くなっていて、専業主婦の世帯のほうが多くなってきているということがあります。言い換えると、専業主婦ができるということは、男性がそれなりに稼いでいるから専業主婦ができる訳です。ところが男性の稼ぎというものが、最近の経済状況で非常に難しくなっています。要するに、少数の正規雇用の男性だと、専業主婦ができることもありますが、非正規雇用であると両方働かないとやっていけない状況になっているわけです。

それでは、意識としてはどのような状況かといいますと、反対している割合が高いのが現状です。意識の中では、男女の地位の平等感というものがありまして、要するに男が仕事、女は家事、育児というわけではないと思っているのですが、実際には依然として、男女の地位の不平等感というものがあるのが現状です。特に家庭や職場、政治の場や法律の場、社会慣習、しきたりというところにおいて、男性のほうに優遇されているのではないかということが言われているわけです。同時に、24ページになりますが、性別役割に基づく考え方というものが載っております。男は仕事、女は家事、育児というわけではないという意識が高いにもかかわらず、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるほうがいい、あるいは子供が3歳までは母親の手で育てるべきだとか、妻子を養うのは男の責任であるとかという意識は、依然として多いということがあります。

要するに総論は賛成ということですが、でも各論で見てみたら少し違う、例えば僕は男性なので、方向で言いますと、妻子を養って、男は一人前という意識というものが強いということになります。全体的に見て、男性のほうにそう思うと答えている率のほうが高いです。男がみずから、男はやはり妻子を養うものだと考えている、ということが言えます。しかしこう

した考え方をしていると、結婚や子育てというものが困難になっていくと思います。給料が少ないのに妻子を養うのは男の責任だと思っていたら、いつまでたっても結婚できないという状況が生まれてくるということになります。

だから、こうしたワークライフバランスを実現していくため、要するに、誰もがみずから望む生き方を選択実現できる社会のためには、やっぱり市民一人ひとりの意識っていうふうなものを変えていくことが、必要です。変えていくっていうふうにも言っても、総論としてはね、賛成なんですよ。でも、各論で見ても、何か反対のほうが多い。その状況をやっぱりこれからちょっと、寝屋川市としては、考えていく必要があるのではないのかなというふうにも思います。

それと同時に、事業者が働き方を見直すということが必要です。今の日本の働き方というのは、少数の正規雇用者と多くの非正規雇用者にわかれている。なおかつそれが非常に固定化されていて、特に正規雇用から一旦脱落してしまうと、二度と正規雇用には戻れないという形になっていると思います。

そうした形を見直して、例えばフルタイムだが時短の社員であるとか、あるいは一旦非正規雇用になったが正規雇用に戻るためのルートというようなものをつくっていくということが、必要になっています。

そしてまたそうしたことができるためには、会社の中で一般の社員が声を上げて、変えるんだと言ってもなかなか変わりません。やはり上に立つ管理職の人、上司の人が、それを変えていくという強い意志を持つことが必要になってきます。

ところが、管理職である上司は今の日本の現状で言いますと、男性が多いです。そうすると、その男性たちというのはいわゆる成功している男性

たちなので、男は仕事であるべきだ、それで成功したのだ、というふうに考えているので、なかなか働き方が変わっていかないということになります。それをどのように変えていくのかというのが国の責務でもあるかと思いますが、寝屋川市として何かできることがないかということを考えていく必要性があると思います。

ワークライフバランスというのは働く人たちにとってみると、自分たちの望んだことができるような働き方や、生活の仕方ができる社会というふうに、イメージとして捉えてもらったらいいかなと思います。特に事業者、企業にとってもこれからが重要なんです。企業にとってみて、ワークライフバランスというようなことを言っていると業績が伸びないのではないかと、そんなことを言っていたら会社が潰れるのではないかと考えている事業者や企業はあります。ところが、ワークライフバランスを果たしていくことによって従業員の健康を守っていくことにつながります、そもそも企業は従業員の健康を守るべき義務があります。そうして、守っていくとか、あるいは仕事以外の生活を充実させるというようなことで、それが翻って仕事への意欲の向上につながるかもしれません。仕事以外のところで何か学んできたことが、仕事に生かせるようになるかもしれません。こういった形でワークライフバランスを推進することが、企業にとってもメリットがあるということを訴えていくことが、必要になってくると思います。国もワークライフバランスを推進している企業を表彰するといった制度を取り込んでいますので、寝屋川市では一体何ができるのかなということのをこれから考えていってもらえたらと思います。

最後に、ルールづくりが必要なのではないかとということがあります。フランスでは議員選挙での補欠候補者を伴っての立候補がありますが、日本ではそのような制度がないから、その議員が育休を取るか取らないかとい

うよりも、矮小化されている懸念ということもあるのです。ですので、何らかの形でワークライフバランスというものが実現できるような、一人一人が生きる生き方を選択できるような社会のために、皆が知恵を絞って、「その人がわがままでそういうふうに言っているんじゃないんだ」ということ、皆が幸せになるような社会というのを、目指していけたらと思います。

○委員長 ありがとうございます。何か質問、御意見等ありますか。私、企業で働いた経験があるのですが、本当に男性は酷使されていて、女性はお茶汲みで平均勤続年数が1.9年というような状態でした。女性の場合は2年を超えると、毎日周囲から結婚しないのと聞かれることもございました。

日本は長時間労働大国です。世界で1位という数字もございます。そういう中でずっと仕事をしてきた男性が昇進していき、副委員長がおっしゃったように、そういう人たちが成功していっている社会なものですから、その考え方がなかなか変わらないという現実があると思います。

働き方については、皆が非常に息苦しい、働きにくい、生活しにくい状況になっています。長期休暇を取るとなったら、「え、本当に休むの」というような状況です。

今、ワークライフバランス憲章もされていますし、男女共同参画ということにもなっていますので、制度上は育休もあるのですが、それを使うとなったら、「え、本当に使うの」というような圧力があるというのはよく耳にする話です。このように、今の話ではどちらかというとな精神論ですけども、この審議会でどのように意見を出していき、どのような立場に私たちがいるのかということをお話させていただきました。また副委員長からは、具体的な最近のトピックもふんだんに盛り込んでいただき、ワークライフバランスについて説明をいただきました。

次第の審議内容でございます。今後の、市政運営の参考とするために、市の現状とかまちづくりに対する市民の意識やニーズを把握することを目的とした、意識調査を実施しています。その項目の一つに、「男は仕事、女は家庭」というふうに、性別役割分担の考え方に共感しますかという質問項目がありました。これが平成28年1月の調査報告では、共感しない割合が65.5%、共感する割合が16.3%となっています。古典的な性別社会分担意識の解消というのが、男女共同参画社会の実現へ、今後大変重要なことになるとおもいます。このことから、共感しない割合を向上させるための施策について、審議をしてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○副委員長 平成28年1月の調査報告の項目ですが、そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらともいえない、思わない、等ありますが、例えば共感する割合16.3%というのは、これらの項目のどれがあてはまっているのでしょうか。

○事務局 お手元に資料が用意できず、申し訳ございません。選択肢といたしましては、共感する、少し共感する、どちらともいえない、あまり共感しない、共感しない、計5つの調査項目となっております。その中で、共感する、少し共感する、この2つの計が先ほどの16.3%となっております。うち共感するが4.7%、少し共感するが11.6%という内訳となっております。共感しない、あまり共感しない、この2つを合わせまして65.5%です。うち共感しないが36.9%、あまり共感しないが28.6%となっております。

○委員 今のは男女合わせた数字という理解ですね。

○委員 この表をみていると、役割分担意識はなくなっているようですが、つまり啓発PRが行き届いてきている、効果が出てきているということですね。あるいは、役割問題意識がなくなっているという傾向であるということですね。

○委員長　大枠ではそういったことがいえます。しかし、もっと各論にすればどうなるかというところを先ほど副委員長がおっしゃいました。そこはしっかり見ていかないといけません。

○委員　では今言われたのは、この「共感しない」割合をもっと増やしていくための施策について、この審議会を考えていくということですか。

○委員長　それは非常に大きくくりなことです。具体的にどうしていったらいいのかというのはまた別の議題です。その大きな話をずっとしていても仕方がないので、その意識をもっとはっきりとチェンジしていくためにはどうしたらいいのかということ、大きな目標としてまずは掲げてみませんかということです。具体的なことについては、次回、掘り下げて議論させていただけたらと思っております。

○事務局　補足説明をさせていただきます。委員の皆さまの任期は、平成27年9月1日から29年8月31日までございます。今年度につきましては、この1月、2月と、2回予定させていただく予定です。28年度には、通常でしたら2回、あと29年8月までに1～2回くらいというイメージを持っていただいたらよいかと思います。今、こちらといたしましては、やはり男女共同参画につきましては、大変重要な施策となってきましたので、審議会のほうも拡充していかないといけないというような思いもございます。

ただ、まだ予算のほう为抓手と確定しておりませんので、今の時点ではっきり明確にはできませんが、そのような方向で考えておるということでございますので、4回以上は確実にさせていただけると、いうふう考えております。

○委員長　テーマが非常に大きなくくりのテーマで申し上げたので、戸惑われたかもしれませんが、進捗状況によりましては審議内容も適宜変えていくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第のその他ということで、事務局から何かありますか。

○事務局 先ほど、委員から第3期、第4期、ねやがわ男女共同参画プランにつきまして、初めは一体いつごろからという御質問をいただきました。実はですね、今のねやがわ男女共同参画プランという名称では、当初ございませんでした。昭和62年に、寝屋川市女性問題行動計画が初年度として計画を策定させていただいております。続きまして、平成9年から、第2期寝屋川市女性行動計画という名称に変わっております。そして平成14年、第3期ねやがわ男女共同参画プラン、今の第4期ねやがわ男女共同参画プランということで、現在に至っておりますことを御報告させていただきます。その経緯は、プラン68ページの参考資料に掲載させていただいております。

それでは、事務局より次回の審議会の日程を報告させていただきます。

第2回審議会につきましては、2月25日木曜日午後2時ということでお願いいたします。

○委員長 委員のほうから何かございますでしょうか。

○委員 2点お願いがございます。まず1点は、第4章のプランの推進というところで、市民との協働という言葉が何度も出ています。今回この審議会の市民への広報ですが、事務局に事前にお問い合わせをさせていただいたところ12月15日広報には審議会の傍聴の御案内がでていたのですが、ホームページには今回の御案内は出ておりませんでした。ぜひ次回、市民との協働で委員長もおっしゃったように市民がボトムアップしていくには、この会議に傍聴者が入りきれないくらい来ていただければ、私としては大変うれしいことだなというふうに思っておりますので、ぜひ、ホームページのほうには、広報上の規則がおありだと思いますが、掲載していただければということがあります。

もう1点ですが、ふらっとねやがわという拠点が4月から移転をする

ということで、御案内をいただいております。それがいかに男女共同参画社会をより進めていくために、どのような使い方をされていくのか、いかにより活性化していくかということも、場所等が狭くなるということ聞いていますので、できれば次年度、次回の会議でお話ができたらなと思っておりますので、そういった資料等もありましたら、お示しいただければありがたいです。以上です。

○事務局　　まず1点目の広報につきましては、ホームページでも掲載をさせていただきます。

2点目のふらっとねやがわの移転でございますが、もちろん市民登録団体へ適切な時期に周知をさせていただくつもりでございます。またこちらで既に移転の準備は進めておりますが、何かお示しできるものがありましたら、お示しさせていただきたいと考えております。

○委員長　　ほかに委員のほうから何かございますか。ないようでしたら、本日の会議はこれもちまして、閉会とします。皆様どうもありがとうございました。

閉会　午後3時55分